

II 令和3年度 特別区 国民健康保険料率等の設定について

1 特別区における国民健康保険料の基本的な考え方

(1) 国保制度改革に伴う特別区の対応方針

国保制度改革まで、特別区では、23区にお住まいで、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるように特別区独自の「統一保険料方式¹」を採用してきた。その結果、保険料の平準化や給付と負担の公平を確保するとともに、一般会計からの法定外繰入により、保険料を基準政令より低く抑えることで被保険者の負担軽減を図るなど、被保険者の受診環境の面も含めて一定の成果を挙げてきた。

こうした経緯を踏まえ、国保制度改革に伴う特別区の対応方針として、平成29年11月の特別区長会総会において「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可」とした。この方針は、令和3年度においても継続することとなった。

(2) 賦課総額の算定方法

ア 国保制度改革までの特別区の算定方式

国保制度改革までの統一保険料方式は、国民健康保険料の算定基礎となる「賦課総額²」について、保険給付をするために必要な費用の額から、高額療養費等の費用の一部を除いた額を基準とし、そこから前期高齢者交付金を除いた額の50%に健診・保健指導に係る保険者負担分を加えて算定してきた。このようにすることで、保険料をできるだけ低く抑える一方で、保険料が不足する部分は、一般会計からの法定外繰入で対応してきた。

イ 国保制度改革による変更

国保制度改革により、平成30年4月から東京都が財政運営の主体となり、区市町村から納付金を集め、その納付金と国や都が負担する公費を財源に、医療給付費に必要な費用を全額、区市町村に交付することとなった。これに伴い、東京都が区市町村ごとに国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）と標準保険料率を示し、各区市町村はそれを参考に保険料率を決定する。

その標準保険料率の算定にあたり、被保険者に対する賦課総額について、本則では納付金から公費や保険者努力支援制度、過年度保険料収納見込額等を減じたものに、基礎分については特定健診諸費や出産諸費等を加え、それぞれ標準的な収納率で割り返して賦課総額としている。（⇒ 資料2-2上段参照）

ウ 特別区の対応（激変緩和措置等）

これに対して、平成30年2月の特別区長会において、特別区は独自の激変緩和措置として、東京都が示した特別区全体の納付金の94%を新たに納付金として定め、本則と同様に加除を行い、賦課総額とする。ただし、過年度保険料収納見込額を減じることなく、収納率での割り返しを行わないこととした。

（⇒ 資料2-2下段参照）

1 「統一保険料方式」 2 「賦課総額」については、参考資料「補足説明（用語解説等）」を参照

なお、この特別区の激変緩和措置は、平成 30 年度から国による 6 年間の激変緩和措置期間を目途に、この割合を原則年 1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消するとしている。

4 年目となる令和 3 年度は本来であれば、保険料賦課総額は東京都が示した特別区全体の納付金の 97%を基に算出するべきところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れ、保険料負担抑制のため、激変緩和割合を 96%に維持するとしている。

(特別区の激変緩和措置額：基礎分 約 79 億円、支援金分 約 26 億円、介護分 約 12 億円)

(3) 賦課割合の決定

国保制度改正までは、政令により「賦課割合³」は 50:50 が原則とされてきたが、特別区では低所得者層に配慮した独自の賦課割合を設定してきた。制度改革に伴い、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合が原則とされ、平成 30 年度の特別区における基礎分・後期高齢者支援金分の賦課割合は、特別区の所得水準を反映した結果、前年度と同じ 58:42 となった。以後、この割合を継続している。

なお、介護納付金分については、特別区では国保制度改革まで政令本則通り 50:50 としてきた経緯があるため、段階的に 58:42 に移行することとし、令和 3 年度からは、賦課割合を 58:42 とした。

《特別区国民健康保険における保険料率の推移》

【基礎分&後期高齢者支援金分】

基礎分&後期高齢者支援金分		令和 3 年度(案)		令和 2 年度		平成 31 年度		平成 30 年度		平成 29 年度	
賦課割合(所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
保険料率等	所得割率(%)	9.54		9.43		9.49		9.54		9.43	
	基礎分	7.13	2.41	7.14	2.29	7.25	2.24	7.32	2.22	7.47	1.96
	均等割額(円)	52,000		52,800		52,200		51,000		49,500	
	基礎分	38,800	13,200	39,900	12,900	39,900	12,300	39,000	12,000	38,400	11,100
	賦課限度額(円)	820,000		820,000		800,000		770,000		730,000	
	基礎分	630,000	190,000	630,000	190,000	610,000	190,000	580,000	190,000	540,000	190,000
1人当たり保険料(円)		124,989		126,202		125,174		121,988		118,441	
基礎分	支援金分	93,389	31,600	95,473	30,72	95,640	29,534	93,287	28,701	92,289	26,152
1人当たり保険料 前年度との比較	金額(円)	▲1,213		1,028		3,186		3,547		7,252	
	率(%)	▲0.96		0.82		2.61		2.99		6.52	

【介護納付金分】

介護納付金分		令和 3 年度(案)		令和 2 年度		平成 31 年度		平成 30 年度		平成 29 年度	
賦課割合(所得割:均等割)		58:42		57:43		54:46		53:47		50:50	
保険料率等	均等割額(円)	17,000		15,600		15,600		15,600		15,600	
	賦課限度額(円)	170,000		170,000		160,000		160,000		160,000	

3 「賦課割合」については、参考資料「補足説明(用語解説等)」を参照